



新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍 実践企業認定制度(Ni-ful)説明会

令和7年10月28日(火)

新潟県知事政策局政策企画課

(業務受託団体:公益財団法人新潟県女性財団)

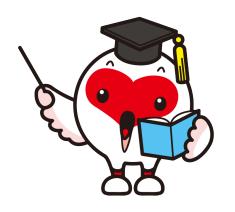
本日の説明事項

- 1 制度の概要
- 2 認定項目
- 3 認定企業の主なメリット
- 4 申請方法
- 5 申請書の記入方法



本日の説明事項

- 1 制度の概要
- 2 認定項目
- 3 認定企業の主なメリット
- 4 申請方法
- 5 申請書の記入方法



はじめに

「若者や女性が活躍できること」を見える化する企業認定制度が注目されています

人口減少や人手不足を背景に、若者や女性に選ばれる企業となるために、多様で柔軟な働き方や 女性活躍の重要性がこれまで以上に求められています。

国や県では、働きやすい職場環境づくりや女性の登用・育成に積極的に取り組む企業を対象とした各種認定制度を設けています。

認定を受けることで、採用活動の強化や、企業イメージの向上にもつながります。





Ni-ful認定(新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業)



にいがた健康経営推進企業









えるぼし認定(女性活躍推進企業)







くるみん認定(子育てサポート企業)



ユースエール認定(若者の採用・育成)

制度創設の背景

- 本県の人口減少の遠因となる、若者・女性の流出が続く中、新潟県が、若者や女性から 「働く場」として選ばれるためには、企業の皆さまの「魅力ある職場環境づくり」が重要
- 〇 現行の企業認定制度である「ハッピー・パートナー企業登録制度」の開始(H18・2006)から 約20年経過し、この間、育児・介護休業法や次世代育成支援対策推進法の改正、女性活躍推進法の 制定など、企業や労働者を取り巻く環境が変化し、要件の見直しが必要

(現行制度の要件(抜粋))

- 育児·介護休業制度を就業規則に規定している ⇒義務化
- ・所定外労働の削減の取組をしている
- ⇒数値目標なし

労働基準法を遵守している

- ⇒申請の前提条件
- **女性管理職比率が全国下位** (R2国勢調査 13.1%) であるなど、女性の活躍が進まない状況



最終的に国の「えるぼし」「くるみん」の認定取得につながるなど、県内企業の魅力ある 職場環境づくりや女性活躍が一層進む制度へ見直し

見直しの方向性

- 数値や比率などの定量的な項目を中心とした認定要件へ変更
- 企業の取組状況に応じて2段階に認定 (Ni-ful認定企業、Ni-fulゴールド認定企業)
- ゴールド認定企業については、達成状況を公表するとともに、より手厚いメリットを付与
- 令和7年10月から認定開始 (認定申請の受付は令和7年4月から開始)

目的

多様で柔軟な働き方の推進や仕事と家庭・その他の活動の両立支援、女性の登用・育成などに積極的に取り組む企業を認定し、その取組を支援することで、企業における魅力ある職場環境づくり及び女性活躍の推進を図る

対象

県内に事業所又は活動拠点を有し、事業活動を行う企業、法人、団体

- ※事業所(支店)単位での申請はできません。法人単位で申請になります。
- ※地方公共団体は本制度の対象外となります。

認定項目

数値や比率など定量的な要件を中心にした12項目または14項目の認定項目を設定

分類	項目	考え方
1	(1) 男性の育休取得	男性労働者の育児休業等取得率
仕事と育児の	(2)女性の育休取得	女性労働者の育児休業等取得率
両立支援	(3) 仕事と育児の両立支援措置の導入	仕事と育児の両立支援措置で就業規則等に規定するもの
	(4) 仕事と育児の両立支援措置の利用	(3)の両立支援措置の利用実績
2	(5) 働きがいの向上	働きがい向上に向けた取組の実施状況
働き方改革	(6)採用者の離職防止	正社員として採用した人の離職率
122 233 33.	(7) 時間外労働の縮減	正社員の法定時間外・法定休日労働時間の平均時間
	(8)休暇の取得促進	正社員の年間休日数、有給休暇取得率などの状況
3	(9)女性の採用	正社員に占める女性労働者の割合
女性活躍	(10)女性の継続就業	平均勤続年数の男女差
5 1, 1 ,122	(11)女性管理職比率	管理職に占める女性の割合
	(12)独自の女性活躍の取組の実施	女性活躍のための独自の制度、取組の実施状況
100人以下企業の	(13) 一般事業主行動計画(次世代法)の策定	行動計画を策定し、労働局へ届け出ていること
特例	(14) 一般事業主行動計画(女活法)の策定	行動計画を策定し、労働局へ届け出ていること

認定基準

【第1段階】Ni-ful認定企業

・認定項目の12項目(※)のうち3項目以上

【第2段階】Ni-fulゴールド認定企業

次のいずれにも該当(同意)

- ・認定項目の12項目(※)のうち6項目以上
- ・認定項目の項目の分類(①~③) それぞれで 1項目以上該当
- ・認定項目(12項目又は14項目)全ての 実施状況の申請
- ・認定項目を満たした項目について県ホームページ等で公表
- ※常時雇用する従業員が100人以下企業は14項目



《Ni-fulゴールド認定企業ロゴマーク》



≪ゴールド認定企業≫

- ・第1段階よりも**多くのメ** リットもしくは補助金の補助上限額・補助率の上乗せなどの優遇措置などが受けられます。
- ・ゴールド認定企業のうち、 先進的な取組を実践している企業については、「知事 表彰」による表彰や、学 生・求職者向けの「事例紹介冊子」の掲載によるPR を行います。

認定期間

- ○認定期間の定めなし
 - ※ただし、認定要件を満たしているか確認するため、 認定企業は毎年度取組報告書を提出いただきます。
- 〇次の場合は認定を取り消す場合があります。
 - ・基準に適合しなくなったとき (重大な法令違反、 暴力団)
 - ・取組状況報告により認定基準を2年連続 満たさなくなったと判明したとき
 - ・不正な手段により認定を受けたことが明らかになったときなど

達成状況の公表(ゴールド認定企業のみ)

〇認定項目の達成状況を県ホームページに公表 ※達成していない項目は公表しません

		認定基準の項目の取組状況				
企業名	所在地	-	②女性の育休 取得率		_	⑫独自の女性 活躍の取組
A社	〇〇市	40.0%	92.5%		23.0%	_
B社	△△町	_	100.0%		45.0%	××研修

認定証

○認定企業には認定区分に応じて、以下の認定証が交付されます。





認定企業数

ONi-ful認定企業 168社(R7.10.21時点)

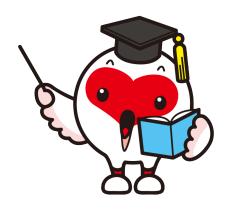
ONi-fulゴールド認定企業 219社 (R7.10.21時点)

ハッピー・パートナー企業登録制度について

- 〇ハッピー・パートナー登録企業は令和7年度は引き続きメリットを利用可能
- 〇令和8年3月末にハッピー・パートナー企業登録制度を廃止するため、令和8年度以降メリットを ご利用いただく場合は、令和7年度中に「Ni-ful企業認定」を改めて 受けていただく必要あり

本日の説明事項

- 1 制度の概要
- 2 認定項目
- 3 認定企業の主なメリット
- 4 申請方法
- 5 申請書の記入方法



2 認定項目(仕事と育児の両立支援)

〇具体的な数値や比率などの定量的な要件や、多様で柔軟な働き方や女性が活躍するために必要な制度の 設置など12項目もしくは14項目の認定項目を設定

	項目	分類
(1)	(男性の育休取得) 直近3事業年度における 男性労働者の育児休業等取得率が30%以上 であること。	1
(2)	(女性の育休取得) 直近3事業年度における 女性労働者の育児休業等取得率が75%以上 であること。	1
(3)	(仕事と育児の両立支援措置の導入) 次のア〜クの仕事と育児の両立支援措置のうち3項目以上を講じていること。 ア 始業時刻等の変更 イ テレワーク ウ 保育施設の設置運営等 エ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇(養育両立支援休暇)の 付与 オ 短時間勤務制度 カ 有給での子の看護等休暇 キ 育児サービス費用の助成 ク 育休・短時間勤務等の制度を利用する労働者のフォローに回る従業員への 業務代替手当制度	1
(4)	(仕事と育児の両立支援措置の利用) 直近事業年度において、前号における仕事と育児の両立支援措置のうち1項目以上、 男性労働者・女性労働者それぞれ1名以上の利用実績があること。	1

2 認定項目(働き方改革)

	項目	分類
(5)	(働きがいの向上) 直近事業年度において、次のア〜オの働きがい向上に向けた取組を1項目以上実施していること。 ア 階層別または役割別の研修について、(ア)〜(ウ)のすべてを実施している。 (ア)計画の策定 (イ)全正社員への周知 (ウ)全正社員への実施 イ 資格取得や学びなおし等自己研鑽を支援する制度について、(ア)〜(オ)のいずれかを整備している。 (ア)有給での特別休暇 (イ)勤務時間とする扱い (ウ)助成金 (エ)報奨金 (オ)その他の支援制度 ウ 従業員満足度につき、毎年全正社員を対象にアンケート等の調査を実施している。 エ 全正社員を対象に人事評価制度を運用し、目標の設定およびフィードバックの機会を設定している。 オ 副業または兼業を実施できる規定を整備している。	2
(6)	(採用者の離職防止) 直近3事業年度に正社員として採用した新規学卒者等の離職率が20%以下であること。	2

2 認定項目(働き方改革/女性活躍)

	項目	分類
(7)	(時間外労働の縮減) 直近事業年度において、フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各 月30 時間未満であること。	2
(8)	(休暇の取得促進) 直近事業年度において、次のア〜ウのいずれかに該当すること。 ア 正社員の年間休日が110日以上であること。 イ 正社員の有給休暇の取得率が70%以上であること。 ウ 正社員の有給休暇の平均取得日数が10日以上であること。	2
(9)	(女性の採用) 次のアまたはイのいずれかに該当すること。 ア 直近3事業年度の平均した「採用における女性正社員の競争倍率×0.8」が直近3事 業年度の平均した「採用における男性正社員の競争倍率」よりも低いこと。 イ 直近事業年度において、正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値 (平均値が4割を超える場合は4割)以上であること。	3
(10)	(女性の継続就業) 直近事業年度において、次のア〜ウのいずれかに該当すること。 ア 正社員の「女性労働者の平均継続勤務年数」÷「男性労働者の平均継続勤務年数」 が7割以上であること。 イ 正社員の「女性労働者の継続雇用割合」÷「男性労働者の継続雇用割合」が8割以 上であること。 ウ 上記ア・イを算出できない場合、正社員の「女性労働者の平均継続勤務年数」が産 業ごとの平均値以上であること。	3

2 認定項目(女性活躍)

	·····································	分類
(11)	(女性管理職比率) 次のアまたはイのいずれかに該当すること。 ア 直近事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること。 イ 「直近3事業年度の平均した1つ下の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合」÷「直近3事業年度の平均した1つ下の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」が8割以上であること。	3
(12)	(独自の女性活躍の取組の実施) 直近事業年度において、次のア〜ウの女性活躍推進に向けた取組を1項目以上実施していること。 ア 多様なキャリアコースの整備について、(ア)〜(ウ)のいずれかの実績を有する。 (ア)女性の非正規社員から正社員への転換 (イ)女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 (ウ)過去に離職した女性の正社員としての再雇用 イ 女性特有の健康課題を抱える社員を支援する制度について、(ア)〜(カ)のいずれかを整備している。 (ア)健診等受診に対する就業時間認定や有給での特別休暇の付与 (イ)生理休暇の有給化及び管理職への周知徹底 (ウ)女性の健康づくりを推進する部署やプロジェクトチームの設置 (エ)相談窓口の設置 (オ)月経随伴症や更年期等の健康管理を支援するアプリ等の提供 (カ)その他の支援制度 ウ 社員の家事負担の軽減を図るため、家事代行サービス利用等に係る費用補助の制度を整備している。	3

2 認定項目(一般事業主行動計画の策定)

	項目	分類
(13)	(一般事業主行動計画(次世代法)の策定) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく一般事業主行動計画を策定し、 都道府県労働局に届け出て、公表していること。	
(14)	(一般事業主行動計画(女性活躍推進法)の策定) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく一般事 業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届け出て、公表していること。	

- ※ 13号及び14号は常時雇用する労働者の数が100人以下の企業等に限る
- ※ 産業ごとの平均値は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定制度に係る 基準における平均値について」(厚生労働省雇用環境・均等局長通知)に基づく

雇均発 0614 第 1 号 令和 6 年 6 月 14 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省雇用環境·均等局長 (公 印 省 略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定制度に係る 基準における「平均値」について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に規定する一般事業主の認定及び第12条に規定する認定一般事業主の認定については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令(平成27年厚生労働省令第162号。以下「省令」という。)第8条及び第9条の3にその認定の基準等を規定しているが、これらの規定において定める「平均値」について、下記のとおり定め、令和6年7月1日以降に受理した認定申請から適用することとするので、遺漏なきを期されたい。

なお、令和5年5月31日付雇均発0531第1号「女性の職業生活における活躍の推進 に関する法律に基づく認定制度に係る基準における「平均値」について」は、令和6年 6月30日をもって廃止する。

適用期間:令和6年7月1日~令和7年6月30日	(別表1)
産業分類	產業平均值
産業計	27.2%
鉱業,採石業,砂利採取業	14.3%
建設業	14.4%
製造業	22.7%
電気・ガス・熱供給・水道業	12.2%
情報通信業	25.8%
運輸業, 郵便業	11.9%
卸売業, 小売業	33.2%

45.6%

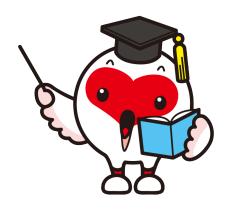
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第8条第1項第1号

イ(1)(ii)(イ)に定める「産業ごとの通常の労働者に占める女性労働者の割合の平均値」

金融業,保険業

本日の説明事項

- 1 制度の概要
- 2 認定項目
- 3 認定企業の主なメリット
- 4 申請方法
- 5 申請書の記入方法



3 認定企業の主なメリット(優遇措置あり)

No.	項目	内容		
		(ゴールド認定)	(実践企業)	
1	【新規】 女性に魅力ある 職場づくり支援 事業補助金	受けられます。 【補助対象事業】 〇ソフト事業 ・ 女性の採用拡大に向けたホームペー ・ 社内研修の実施及び外部研修への参 ・ 新たな休暇制度や福利厚生制度の創	≽加	
		【補助上限額·補助率】 最大200万円(補助率1/2)	【補助上限額·補助率】 最大100万円(補助率1/3)	
2	女性が活躍でき る職場環境づく り支援事業	社会保険労務士等のアドバイザーによる	伴走型支援が無料で受けられます。	
		(ゴールド認定企業を優先採択)		

3 認定企業の主なメリット(ゴールド認定企業のみ)

No.	項目	内]容
		(ゴールド認定)	(実践企業)
3	妊娠・出産・子育 て関連有給休暇制 度利用奨励金	所定の条件を満たす休暇制度を導入し、 利用した場合に奨励金が支給されます。 奨励金額:30万円 (1事業者につき1回限り)※	11 - 1 - 1
4	男性の育児休業取 得促進助成金	中小企業が男性従業員に所定の条件を 満たす育児休業等を取得させた場合に 助成金が交付されます。 助成額:事業者向け25万円※ (1事業者につき1回限り)※	(対象外)
5	採用力向上に向け た専門家派遣の選 考要件の一つとし て考慮	「採用力向上に向けた専門家派遣」に ついて、企業の参加申し込み多数の場 合に選考要件の一つとして認定実績が 加味されます。	(対象外)
6	イベント参加の選	合同企業説明会などへの参加にあたり、 企業の参加申込多数の場合に選考要件 の一つとした認定実績が加味されます。	(対象外)

- ※No. 4男性の育児休業取得促進助成金は、法改正により、一定期間の育児休業給付率が手取り10割相当まで引き上げられることから、令和7年度から労働者向け助成金5万円を廃止
- ※No.3及びNo.4については、過去に奨励金・助成金の支給実績がある場合は、再度利用できません。

3 認定企業の主なメリット(共通)

No.	項目	内容
		(ゴールド認定)
7	ロゴマークの利用	企業PRとしてロゴマークをホームページや会社案内、名刺等へ利用できます。
8	ハローワーク求人 票への掲載	ハローワーク求人票に実践企業であることを記載できます。
9	県物品調達優遇	県で少額随意契約を行う場合、契約の相手方となるよう努めます。 指名競争入札(物品の購入又は物品の製造の請負契約に限る)を実施する前に、 指名業者に追加選定するよう努めます。
10	県建設工事入札参 加資格審査加点	一定の要件を満たすと加点対象となります。
11	総合評価方式の評 価項目	県建設工事で総合評価方式を適用する場合、認定実績が評価項目となります
12	魅力ある職場づく り応援資金	子育て応援や働き方改革に取り組む企業を後押しする県制度融資を利用できます。 す。
13	従業員向け金融商 品優遇	従業員が県の連携金融機関の金融商品を利用する場合に優遇が受けられます。

女性に魅力ある職場づくり支援事業補助金

【事業目的】

県内企業等における女性の採用や職域拡大等の取組を支援し、女性活躍を促進する

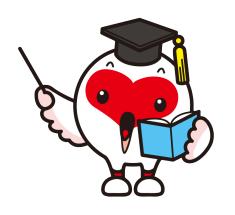
【事業概要】

補助事業者の 要件	・新潟県内に本社又は活動拠点を有し ・Ni-ful認定を受けていること ・常時雇用する労働者の数が300人以 ・女性活躍推進法に規定する「一般事	
	補助対象経費	(主な取組例)
補助対象事業 (上段: ソフト事業) (下段: ハード事業)	●専門家謝金、講師謝金、講師旅費 ●委託料(コンサルティング料を含む) ●研修等受講料 ●施設等借上料 ●その他知事が必要と認めるもの	・女性の採用拡大に向けたホームページの制作・改修 ・社内研修の実施及び外部研修への参加 ・新たな休暇・福利厚生制度の創設・変 更 ・女性社員意識調査の実施 など
	●工事請負費、設備等購入費 ●その他知事が必要と認めるもの	・女性専用施設等(更衣室、シャワ一室、 休憩室、トイレ等)の設置・拡張 など
1+ n1 -+-	Ni-fulゴールド認定企業	Ni-ful認定企業
補助率	1/2	1/3
補助上限額	2,000千円	1,000千円

- ※県内で実施する事業であり、かつ、「一般事業主行動計画」に定める数値目標が「えるぼし認定基準」に掲げる数値を上回っており、その達成に資すると認められる取組に必要な事業に限る。
- ※1社あたり1回限り。ソフト事業とハード事業の同時申請可能。
- ※同一事業について、他の補助金等との併用はできません。

本日の説明事項

- 1 制度の概要
- 2 認定項目
- 3 認定企業の主なメリット
- 4 申請方法
- 5 申請書の記入方法



4 申請方法

手続き

- ①「申請書」に記載の認定項目の達成状況を確認
 - 県ホームページに掲載されている「申請書」に記載の認定項目の達成状況を確認
 - 認定要件を満たしている場合、申請することが可能
- ②「申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添えて(公財)新潟県女性財団に提出
 - 〇「申請書」に企業情報、認定を希望する認定区分(Ni-ful認定企業、Ni-fulゴールド認定企業))、 認定項目の達成状況などの必要事項を入力
 - 〇あわせて、**申請書に記載している認定項目の「根拠書類」を準備**※記入の手引きに記載あり
 - ○<u>「申請書(Excel形式)」と「根拠書類(形式任意)」</u>を添付のうえ、(**公財)新潟県女性財団** (業務受託団体)へ電子メールにて提出

申請・お問合せ先

公益財団法人新潟県女性財団(県事業受託団体)

〒950-0994 新潟県新潟市中央区上所2丁目2-2

新潟ユニゾンプラザ2階

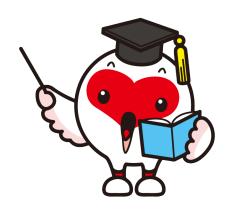
TEL: 025-285-6610

E-mail:nintei-jimukyoku@npwf.jp

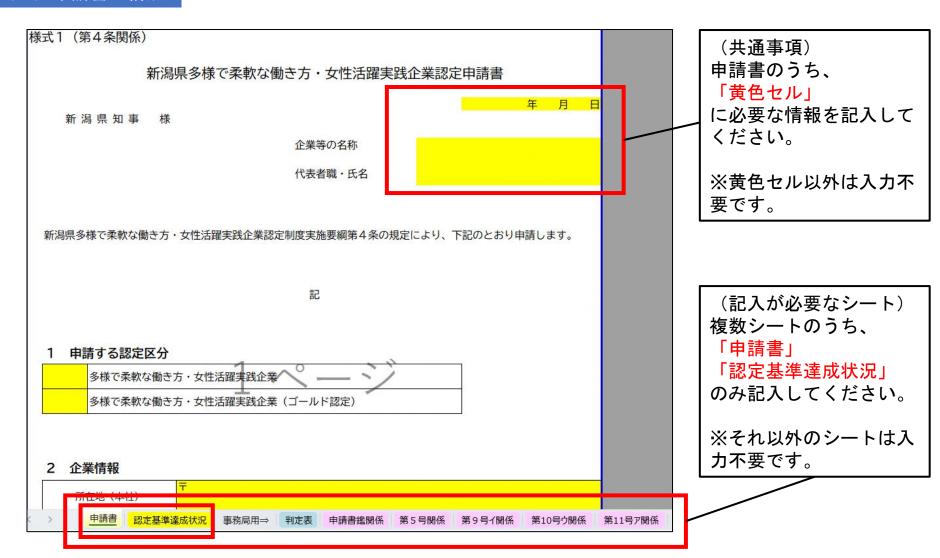


本日の説明事項

- 1 制度の概要
- 2 認定項目
- 3 認定企業の主なメリット
- 4 申請方法
- 5 申請書の記入方法

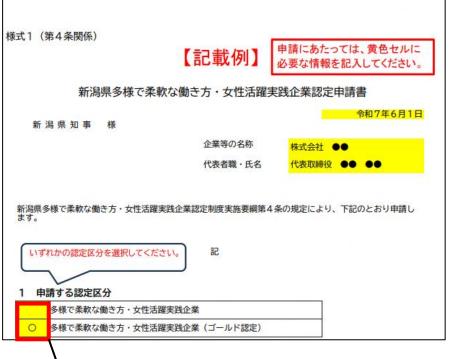


(1)申請書の構成



(2)申請書の記入方法

リストから業種(日本標準産業分類に基づく)を選択してください



企業情報を記入してください。 2 企業情報 F950-8570 所在地 (本社) 新潟市中央区新光町4-1 https://www.pref.niigata.lg.jp/ ホームハ ージ アトレス 土木工事、建設工事、解 D建設業 事業内容 業種 総数 うち 男 性 うち 女性 常時雇用する労働者数 40 40 正社員数 30 30 非正社員数 20 10 10 部署名:総務部総務課 職名:総務係長 氏名:●● ●● 担当者 = x-ル: 0000 電話:025-285-5511 Eメールアドレスは必ず入力して ください。

申請するいずれかの認定区分について、リストから「〇」を選択してください

企業認定後、県からのお知らせ(イベント、補助金のご案内など)をメールにて周知させていただくことがありますので、必ず記入してください。

(3) 認定基準達成状況の記入方法

(1)確認事項

ア 多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業

1	認定基準のうち、いずれか3項目以上満たしている。
 2	労働基準法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の関係法令に違反する重大な事実が過去3か年以内にない。
3	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団ではないこ と及びそれと関係を有していない。

イ 多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業 (ゴールド認定)

V	1	認定基準のうち、いずれか6項目以上満たしており、かつ分類 I 〜Ⅲについて各1項目以上満たしている。
Ø	2	認定基準を満たすかどうかに関わらず、全ての認定基準の項目の実施状況を 記載している。
2	3	認定基準のうち、基準を満たした項目について、その内容を県のホームページで公表することに同意する。
V	4	労働基準法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の関係法令に違反する重大な事実が過去3か年以内にない。
Ø	5	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団ではないこ と及びそれと関係を有していない。

(2)達成状況

(チェックボックス)

- 申請するいずれかの認定区分の該 当する項目をすべてチェックしてく ださい。
- ・全て該当しない場合は、認定され ません。

(ゴールド認定企業)

- ・ゴールド認定を希望する企業は、 申請書のすべて(12項目もしくは14 項目)の認定基準の項目の実施状況 を、申請書に記入いただきます。
- ・上記のうち、基準を満たした項目 について、その内容を県のホーム ページに公表します。
- ※基準を満たさない項目は公表しま せん

(直近の事業年度)

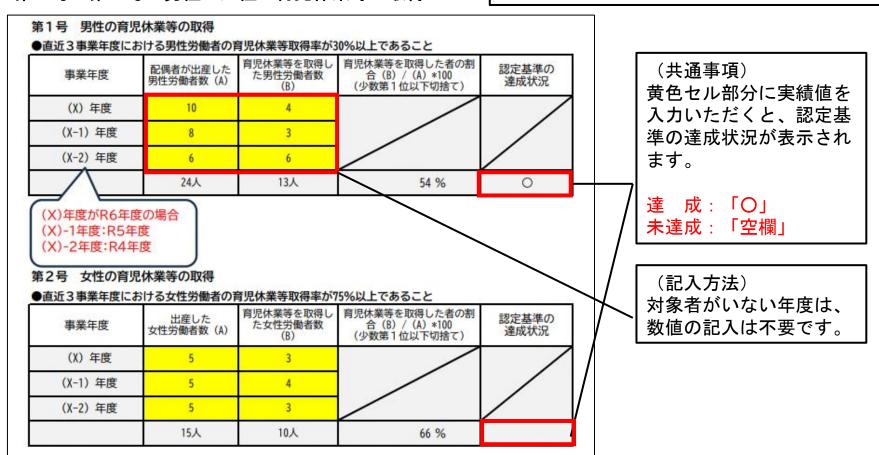
- ・「直近の事業年度」とは、申請日の属する事業年度の1つ前の年度を指します。
- ・直近事業年度については、「和暦」で記入してください。

(4) 各認定項目の入力方法

≪第1号・第2号≫男性/女性の育児休業等の取得

実践企業認定申請:任意の3項目へ入力

ゴールド認定申請:12項目もしくは14項目入力



●第1号・第2号 提出書類 申請書に記載した育児休業取得者数等が確認できるリスト(任意書式)

≪第3号・第4号≫仕事と育児の両立支援措置の導入と利用

第3号・第4号 仕事と育児の両立支援措置の導入及び利用

- ●次のア~クの仕事と育児の両立支援措置のうち3項目以上を講じていること
- ●直近事業年度において、仕事と育児の両立支援措置のうち1項目以上、男性労働者・女性労働者それぞれ1名以上の利用実績があること

	内容	第3号	第4号		基準の 状況
		措置の有無	利用実績の有無	第3号	第4号
ア	始業時刻等の変更	0	0		
1	テレワーク	0			
ウ	保育施設の設置運営等				
I	就業しつつ子を養育することを容易にするため の休暇 (養育両立支援休暇) の付与	0		0	0
オ	短時間勤務制度			O	0
カ	有給での子の看護等休暇				
+	育児サービス費用の助成				
ク	育休・短時間勤務等の制度を利用する労働者の フォローに回る労働者への業務代替手当制度				

●第3号 提出書類

- (1)ア、イ、エ、オ、カ、ク 就業規則または労働協約の写し(該当 ページのみで可)もしくは当該制度を定 め労働者に周知した通知文書等の写し
- (2) ウ、キ 当該支援制度の利用要綱・利用案内等

●第4号 提出書類

導入されているア〜クの両立支援措置のうち、男性労働者・女性労働者 それぞれ1名以上の利用実績が確認できる書類(任意様式) (第4号について) 第3号で該当のある、 立支援措置のうち、 性労働者・女性労働者 それぞれ1名以上の利 用実績がある支援措置 がある支援措置 がある大してください。

(ゴールド認定申請企業のみ)※任意

- ・4項目以上達成して おり、かつ、実績の公 表を希望する場合は、 4項目以上実績を記入 してください。
- ⇒ゴールド認定企業に ついては、基準を満た した項目についたの内容を県のホーム の内容を県のホーム の認定項目を実践して の認定業として して PRします。

≪第5号≫働きがいの向上

第5号 働きがいの向上

●直近事業年度において、次のア~オの働きがい向上に向けた取組を1項目以上実施していること

	取組内容	実施している	認定基準の 達成状況
ア	階層別または役割別の研修について、(ア)~(ウ)のすべてを実施している (ア)計画の策定 (イ)全正社員への周知 (ウ)全正社員への実施	0	
	資格取得や学びなおし等自己研鑽を支援する制度について、 (ア) ~ (オ) のいずれかを整備している	0	
	(ア) 有給での特別休暇		1
	(イ) 勤務時間とする扱い		Į.
1	(ウ) 助成金	0	
2.5	(工) 報獎金		0
	(オ)その <mark>他</mark> の支援制度		
	<その他の支援制度の内容>	0	
ウ	従業員満足度につき、毎年全正社員を対象にアンケート等の調査を 実施している		81
I	全正社員を対象に人事評価制度を運用し、目標の設定およびフィー ドバックの機会を設定している	0	
オ	副業または兼業を実施できる規定を整備している		

(ゴールド認定申請企業) のみ) ※任意

・2項目以上達成してお り、かつ、実績の公表を 希望する場合は、2項目 以上実績を記入してくだ さい。

イ(オ)その他の支援制 度について実施している 場合、その支援制度の内 容をご記入ください。

●第5号提出書類

当該取組の実施を確認できる書類(任意様式)

- 例)ア 研修計画、従業員向け実施通知書

 - ウ実施計画、従業員向け実施通知書
 - 就業規則、労働協約

- 就業規則、従業員向け案内文書
- エ 就業規則、従業員向け実施通知書

≪第6号≫採用者の離職防止

第6号 採用者の離職防止

●直近3事業年度に正社員として採用した新規学卒者等の離職率が20%以下であること

事業年度	採用した 新規学卒者数 (A)	(A) のうち離職し た者の数 (B)	離職率 (B) / (A) *100 (少数第1位以下切捨て)	認定基準の 達成状況
(X) 年度	2	1		
(X-1) 年度	2	2		
(X-2) 年度	4	0		
	8人	3人	37 %	

(新規学卒者等)

新卒者、並びに既卒者であって新卒者と同じ採用枠で採用したもの等新卒者と同等の処遇を行う労働者のうち、正社員である労働者

(記入方法)

対象者がいない年度は、数値の記入は不要です。

≪第7号≫時間外労働の縮減

第7号 時間外労働の縮減

●直近事業年度において、フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月30時間未満であること

事業年度	各	月の時間(少	かの時間数	4	認定基準の 達成状況		
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
(V) 年度	10	5	10	18	10	5	0
(X) 年度	7月	8月	9月	10月	11月	12月	O
	10	0	10	20	25	29	

(計算方法)

各月ごとに、

「全フルタイム労働者 の法定時間外労働時間 及び法定休日労働の合 計時間数」÷「全フル タイム労働者の数」 (小数第1位以下切り 捨て)にて計算してく ださい。

≪第8号≫休暇の取得促進

第8号 休暇の取得促進

●直近事業年度において、次のア~ウのいずれかに該当すること

事業年度	項目	実績	認定基準の 達成状況
	ア 正社員の年間休日が110日以上であること	115 日	0
(X) 年度	イ 正社員の有給休暇の取得率が70%以上であること	55.5 %	
	ウ 正社員の有給休暇の平均取得日数が10日以上である こと	11.5 日	0

申請にあたっては、<mark>いずれか1項目</mark>実績を記入してください。

(ゴールド認定申請企業のみ)※任意

・2項目以上達成しており、かつ、実績の公表を 希望する場合は、2項目 以上実績を記入してくだ さい。

≪第9号≫女性の採用

第9号 女性の採用

●次のアまたはイのいずれかに該当すること

ア 直近3事業年度の平均した「採用における女性正社員の競争倍率×0.8」が直近3事業年度の平均した「採用における男性正社員の競争倍率」よりも低いこと

		女	性の競争	音率		男性の競争倍率				
事業年度	応募者数	採用者数	競争倍率	直近3事業年 度の平均競 争倍率(A)	(A)*0.8=(C)	応募者数	採用者数	競争倍率	直近3事業 年度の平均 競争倍率 (B)	認定基準の 達成状況
(X) 年度	10	5	2.00			8	6	1. 33		
(X-1) 年度	5	2	2.50	1.94	1.55	6	4	1. 50	1.78	0
(X-2) 年度	8	6	1.33		1	5	2	2, 50		

イ 直近事業年度において、正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値(平均値が4割を超える場合は4割)以上であること

事業年度	正社員の うち女性 労働者数	正社員の うち男性 労働者数	合計	正社員に占める 女性労働者の割合 (A)	業種	産業平均値(B)	認定基準の 達成状況
(X) 年度	30	40	70	42.9%	D建設業	14. 4%	0

(産業平均値)

業種をリストから選択いただくと、産業 平均値が表示されます。 申請にあたっては、いず れか1項目実績を記入し てください。

(ゴールド認定申請企業 のみ)※任意

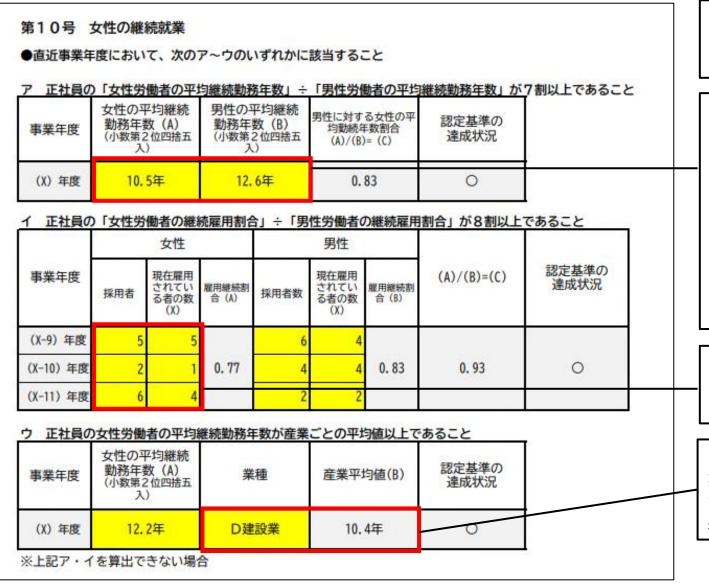
・2項目以上達成しており、かつ、実績の公表を 希望する場合は、2項目 以上実績を記入してくだ さい。

(3事業年度)

募集・応募・採用がなかったために男女の一方 又は双方の競争倍率が算出できない事業年度がある場合には、第9号アによる申請不可。

第9号イにより申請して ください。

≪第10号≫女性の継続就業



申請にあたっては、<mark>いずれか1項目</mark>実績を記入してください。

(平均勤務年数計算例) 社員6名の会社で勤続年 数が「5年」「10年」 「15年」「20年」「25 年」「30年」の場合 ⇒(5+10+15+20+ 25+30)÷6=17.5年 ※社員個人の勤務年数の 1年未満の部分は切り捨 てで計算

(記入方法) 対象者がいない年度は、 数値の記入は不要です。

(産業平均値) 業種をリストから選択い ただくと、産業平均値が 表示されます。

≪第11号≫女性管理職比率

第11号 女性管理職比率

●次のアまたはイのいずれかに該当すること

ア 直近事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること

事業年度	女性管理 職者数	管理職 者数	女性管理職割合(A)	業種	産業平均値(B)	認定基準の 達成状況
(X) 年度	1	8	12.5%	D建設業	3. 9%	0

イ 「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合」÷「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」が8割以上であること

		女	性			男	性			
事業年度	課長より 1つ階級 ら課業長 に対し た者の数	事業年度 開始課りの まり で の の の の の の の の の の の の の の の の の の	昇進割合	平均昇進割 合(A)	課長より 1つ職長 の は に 対した 者の 数 に 者の 数	事業始果りで 一般の まりで の の の の の の の の 数 と の の の の の の の の の の	昇進割合	平均昇進割合(8)	(A)/(B) =(C)	認定基準の 達成 状況
(X) 年度	1	3	0.33		3	4	0.75			
(X-1) 年度	2	5	0.40	0.41	1	3	0. 33	0.47	0.87	0
(X-2) 年度	1	2	0.50		2	6	0.33			

申請にあたっては、い ずれか1項目実績を記 入してください。

(産業平均値)

業種をリストから選択いただくと、産業平均値が表示されます。

(3事業年度)

男女の一方又は双方の 昇進割合が算出できな い事業年度がある場合 には、第11号イによる 申請は不可。第11号ア により申請してくださ い。

(ゴールド認定申請企業のみ)※任意

・2項目以上達成して おり、かつ、実績の公 表を希望する場合は、 2項目以上実績を記入 してください。

≪第12号≫独自の女性活躍の取組の実施

第12号 独自の女性活躍の取組の実施

●直近事業年度において、ア~ウの女性活躍推進に向けた取組を1項目以上を実施していること

	取組内容	実施している	認定基準の 達成状況
	多様なキャリアコースの整備について、(ア)~(ウ)のいずれか の実績を有する	0	
	(ア) 女性の非正規社員から正規社員への転換	0	
ア	(イ) 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区 分間の転換		
	(ウ) 過去に離職した女性の正社員としての再雇用		
	女性特有の健康課題を抱える社員を支援する制度について、(ア) ~(カ)のいずれかを整備している	0	
	(ア)健診等受診に対する就業時間認定や有給の特別休 暇付与	0	
	(イ) 生理休暇の有給化及び管理職への周知徹底		6
	(ウ) 女性の健康づくりを推進する部署やプロジェクト チームの設置		
1	(工)相談窓口の設置		
	(オ) 月経随伴症や更年期等の健康管理を支援するアプ リ等の提供		
	(カ)その他の支援制度		
	<その他の支援制度の内容>		
ゥ	社員の家事負担の軽減を図るため、家事代行サービス利用等に係る 費用補助の制度を整備している		

(ゴールド認定申請企業のみ)※任意

・2項目以上達成しており、かつ、実績の公表を 希望する場合は、2項目 以上実績を記入してくだ さい。

イ(カ)その他の支援制度について実施している場合、その支援制度の内容を記入してください。

- ●第12号提出書類 取組内容が分かる資料 (任意様式) (例)
- ・多様なキャリアコース の実績が分かる書類
- ・就業規則または労働協 約の写し(該当ページの みで可)
- ・当該制度を定め労働者 に周知した通知文書等の 写し

≪第13号・14号≫一般事業主行動計画の策定

※常時雇用する従業員が100人以下の企業のみ対象となります

一般事業主行動計画	届出・公表している	認定基準の
双争未土1] 製画 四		達成状況
	0	0
●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 都道府県労働局に届け出て、公表していること	27年法律第64号)に基づく一般事業	
一般事業主行動計画	届出・公表している	認定基準の

●第13・14号提出書類

都道府県労働局で受付された「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し(受付印が押印されたもの)

※電子申請にて都道府県労働局へ提出している場合

電子申請にて都道府県労働局へ提出しており、受付印の押印された写しがない場合は、都道府県労働局へ 「一般事業主行動計画策定・変更届の交付・確認に係る申請書」を提出のうえ、「一般事業主行動計画 策定・変更届」の写しを受領し、提出してください。

(参考) 新潟労働局ホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/_119310/_119311_00004.html

(5) 判定表

※事務局用のシートですが、申請にあたり参考までご覧ください

達成状況判定表

入力シー	トより
	_

	項目	実績		達成状況
第1号	●直近3事業年度における男性労働者の育児休業等取得率が 30%以上であること。	54	%	0
第2号	●直近3事業年度における女性労働者の育児休業等取得率が 75%以上であること。	66	%	
第3号	●仕事と育児の両立支援措置のうち3項目以上講じていること	3	項目	0
第4号	●規定されている両立支援措置について、直近事業年度において男性従業員・女性従業員とも1名以上の利用実績がある	利用実統	責あり	0
第5号	●直近事業年度において、働きがい向上に向けた取組を1項 目以上実施していること	3	項目	0
第6号	●直近3事業年度に正社員として採用した新規学卒者等の離 職率が20%以下であること	37	%	
第7号	●直近事業年度において、フルタイムの労働者の法定時間 外・法定休日労働時間の平均が各月30時間未満であること	30時間	間未満	0
第8号	●正社員の年間休日が110日以上であること。	115	日	
※いずれか1 つ満たすこと	●正社員の有給休暇の取得率が70%以上であること。	55. 5	%	0
	●正社員の有給休暇の平均取得日数が10日以上であること。	11.5	日	
第9号	●直近3事業年度の平均した「採用における正社員の女性の 競争倍率×0.8」が直近3事業年度の平均した「採用における 正社員の男性の競争倍率」よりも低いこと		低い	0
※いずれか1 つ満たすこと	●直近事業年度の正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値(平均値が4割を超える場合は4割)以上	42.9	%	0
	第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第8号 ※Uずれか1 第9号 ※Uずれか1	第1号	第1号	第1号

	第8号	●正社員の年間休日が110日以上であること。	115 日	
П	※いずれか1 つ満たすこと	●正社員の有給休暇の取得率が70%以上であること。	55.5 %	0
		●正社員の有給休暇の平均取得日数が10日以上であること。	11.5 日	
Ш	第9号	●直近3事業年度の平均した「採用における正社員の女性の 競争倍率×0.8」が直近3事業年度の平均した「採用における 正社員の男性の競争倍率」よりも低いこと	低い	0
	※いずれか1 つ満たすこと	●直近事業年度の正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値(平均値が4割を超える場合は4割)以上	42.9 %	Ü
Ш	第10号	●直近事業年度の正社員の女性の平均勤務年数÷男性の平均 勤務年が7割以上	83.3 %	
	※いずれか1	●正社員の女性労働者の継続雇用割合÷男性労働者の継続雇 用割合が8割以上	92.8 %	0
		●直近事業年度の正社員の女性労働者の平均勤務年数が産業 平均以上	12.2 年	
Ш	第11号	●直近事業年度の女性管理職比率が産業平均以上	12.5 %	
	※いずれか1 つ満たすこと	●「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に 昇進した女性労働者の割合」÷「直近3事業年度の平均した 1つ下位の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」が 8割以上	87.2 %	0
Ш	第12号	●直近事業年度において、ア〜ウの女性活躍推進に向けた取 組を1項目以上を実施していること	2 項目	0
	第13号	●次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を 策定し、都道府県労働局に届け出ていること。 ※申請者の常時雇用する労働者の数が100人以下である場合に限る	届出あり	0
	第14号	●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく 一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届け出てい ること。 ※申請者の常時雇用する労働者の数が100人以下である場合に限る	届出あり	0

各認定項目の入力内容について、本シートに数値が転載されます。

基準を満たす:「〇」

基準を満たさない:「空欄」

各認定項目の達成項目数に応じて、認定基準の達成状況を判定します。

- ・「ゴールド認定」基準を満たしています
- 認定基準を満たしています
- ・認定基準を満たしていません

達成項目数 12

県からのお知らせ

申請書・記入の手引きなどの掲載ページ

- ●申請書、記入の手引きなどの電子データについては、以下の県ホームページに掲載しています。
- ●また、制度に関する質問・回答についても掲載しており、随時更新してまいります。
- ≪新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度(Ni-ful) トップページ≫

URL: https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/seisaku/hatarakikata-jyosei.html

新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度(Ni-ful(ニーフル)) トップページ

□ 印刷 □ 文字を大きくして印刷 ページ番号:0724868 更新日:2025年10月21日更新

新潟県では、令和7年度より「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度」を創設し、10月から 認定(4月より随時申請受付)しています。

多様で柔軟な働き方の推進や仕事と家庭・その他の活動の両立支援、女性の登用・育成などに積極的に取り組む企業を認定し、その取組を支援することで、企業における魅力ある職場環境づくり及び女性活躍を推進してまいります。

➡ 新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度(Ni-ful)(チラシ・A4版4ページ) [PDFファイル/396KB]

등 新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業になりませんか? (リーフレット) [PDFファイル/4.57MB]

■ 新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業になりませんか? (リーフレット・A4版) [PDFファイル/770KB]

認定企業数【10月21日更新】

認定企業 387社(10月21日時点)

うちNi-ful認定企業 168社 うちNi-fulゴールド認定企業 219社

認定企業一覧はこちらをご覧ください。

認定企業が受けられるメリット【10月21日更新】

3 制度説明会の開催【10月16日更新】

新制度の概要、申請書の記載方法に関する説明会はこちらをご覧ください。 ※過去の説明会資料は 500 250 から

第6回説明会(10月28日開催予定)

日時:令和7年10月28日(火曜日)13時30分~15時00分

開催方法:オンライン(Zoom)

内容:制度の概要、認定要件、メリット、申請方法、申請書の記入方法

申込先:10月24日(金曜日)までに、以下のホームページからお申し込みください。

https://npwf.jp/20251028setsumeikai/

4 要綱・様式【9月24日更新】

- ・「要綱」について更新しました(9月24日)
- ・「記入の手引き」について更新しました。(9月1日)
- ・ 要綱 [PDFファイル/829KB]
- ・ 様式1申請書(令和7年7月1日~) [Excelファイル/74KB]
- · 読 様式1申請書 (記載例) [PDFファイル/281KB]
- ・ 様式3変更届 [Wordファイル/17KB]
- 様式4再発行依頼書 [Wordファイル/21KB]
- 様式5認定辞退届 [Wordファイル/17KB]
- ・ 様式6取組報告書 [Excelファイル/60KB]
- ・ 記入の手引き [PDFファイル/357KB]
- ・🛼 <u>制度に関する質問及び回答(令和7年6月26日時点) [Excelファイル/23KB</u>]※随時更新します

説明は以上となります。

本日はご参加いただき、ありがとうございました。

なお、新潟県女性財団では、申請に関するお問い合わせ を随時受け付けております。お気軽にご連絡ください。

TEL: 025-285-6610

Email: nintei-jimukyoku@npwf.jp

皆さまからの申請をお待ちしております。

